

8 と畜場搬入豚における疣贅性心内膜炎の起因菌調査（第2報）

豊橋市食肉衛生検査所

山口 貴宏

陣内 俊

松本 圭

佐々木 豊

はじめに

前回、平成14年9月から平成16年3月までに当検査所管内と畜場(東三河食肉流通センター)に搬入された豚の疣贅性心内膜炎の起因菌を調査した。その結果、*Streptococcus*属が起因菌全体の72.7%を占めた。そのうち*Streptococcus suis I* (*S. suis I*) 32.1%、*Streptococcus suis II* (*S. suis II*) が25.3%を占めた。さらにこれら*S. suis I*、*S. suis II*が分離された殆どの農場では農場毎で分離菌がいずれか一方に偏る傾向がみられた。このことは飼料添加物や薬剤など何らかの要因によって*S. suis I*、*S. suis II*のいずれかの発育が阻害されている可能性も示唆される結果となつた。

そこで今回、平成14年9月から平成16年11月までに東三河食肉流通センターに搬入された豚の疣贅性心内膜炎の起因菌について薬剤感受性試験を行なつたので内容を報告する。

材料

東三河食肉流通センターに搬入された豚から得られた疣贅性心内膜炎の起因菌株、それらのうち*S. suis I*または*S. suis II*が偏って常在している可能性が示唆された農場(A農場*S. suis I* 8株、B農場*S. suis I* 4株、F農場*S. suis II* 13株、G農場*S. suis II* 6株)から搬出された豚より分離された計31株を用いた。

方法

Kirby-Bauer法によりミュウラーヒントン寒天培地の平板に被検菌液(マックファーランド0.5濃度)を綿棒で接種する。3分間放置後、無菌的にディスクを密着させ、35℃で16~18時間培養する。判定は培地上に形成された阻止帯の直径を測り、NCCLS判定基準に基づき、感性(S)、中間(I)、耐性(R)を判断する。

使用ディスクはアンピシリン(AMPC)、ストレプトマイシン(SM)、カナマイシン(KM)、テトラサイクリン(TC)、ベンジルペニシリン(PCG)、セファゾリン(CEZ)、ゲンタマイシン(GM)、エリスロマイシン(EM)、リンコマイシン(LCM)、オフロキサシン(OFLX)、スルファメトキサゾール・トリメトプリム(ST)の12薬剤を用いた。

結果

A 農場株はすべての薬剤に対し感受性を示した。B、F、G 農場株は分離菌すべてがリンコマイシン、テトラサイクリンに対し耐性を示した。(表 1)

さらに 4 農場に対して給与飼料、投与薬剤について聞き取り調査をしたところ、どの農場も同様の飼料添加物・薬剤を使用していた。

考察

今回、薬剤感受性試験を行なった結果、*S.suis I* 株である A 農場株と *S.suis II* 株である F、G 農場株との間に感受性の差がみられた。しかし、どの農場も同様の飼料添加物・薬剤を使用していたため農場での飼料添加物や薬剤により、発育が阻害されている可能性は低いものと考えられる。

表 1

農場		EM	LCM	TC	SM	KM	GM	CP	OFLX	PCG	ABPC	CEZ	ST
A	耐性												
<i>Streptococcus suis I</i> (8 株)	中間												
	感性	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
B	耐性		4	4									
<i>Streptococcus suis I</i> (4 株)	中間												
	感性	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4
F	耐性	9	13	13	4								
<i>Streptococcus suis II</i> (13 株)	中間	4			5	3		3	2				
	感性				4	10	13	10	11	13	13	13	13
G	耐性	6	6	4									
<i>Streptococcus suis II</i> (6 株)	中間	6	.	2									
	感性				6	6	6	6	6	6	6	6	6